

神戸市市税事務所告示第 1 号

神戸市市税条例（昭和25年 8 月 条例第199号）第 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 1 月 22 日神戸市告示第 537 号において別途告示で定めることとしている期日のうち、次に掲げる地域に住所、居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税義務者に係るものについては、その期限が令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 10 月 30 日までの間に到来するものについて、令和 7 年 10 月 31 日とする。

令和 7 年 9 月 24 日

神戸市市税事務所長 野 崎 重 和

都道府県名	地 域
石川県	輪島市 珠洲市 鳳珠郡穴水町 鳳珠郡能登町